

## 市民文教委員会会議録

平成22年9月27日(月)

(開会) 10:00

(閉会) 13:43

委員長

ただいまから、市民文教委員会を開会いたします。「議案第87号 指定管理者の指定(飯塚市斎場)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

環境整備課長

議案第87号飯塚市斎場の指定管理者の指定についてを補足説明させていただきます。議案書の12ページをお願いいたします。公の施設の指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるため提出するものでございます。指定管理者に管理を行わせようとしている施設は、飯塚市斎場でございます。次に選定の経緯等についてご説明いたします。指定管理者指定候補者の選定につきましては、飯塚市指定管理者選定委員会が6月10日、7月8日、7月16日、7月22日の4回開催されまして、選定の結果、株式会社九州互助センターが候補者に選ばれ、8月2日に委員長より市長に答申がなされました。管理を行わせようとする期間は、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間です。選定の方法及び理由につきましては、議案書に記載されておりますので省略させていただきます。また、応募団体の評価点につきましては、13ページに記載いたしております。以上で補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

瀬戸委員

この指定管理者選定委員会における選定内容、及びこの点数の内訳等の資料要求をいたします。委員長の取り計らいをよろしくお願いします。

委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま瀬戸委員から要求がっております資料は提出できますか。

環境整備課長

提出させていただきます。

委員長

おはかりいたします。ただいま瀬戸委員から要求のありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。資料が準備されておりますので、事務局に配布させていただきます。

( 資料配付 )

質疑を再開します。質疑はありませんか。

瀬戸委員

まず選定委員の委員の数といいますかね、人数は何人で行われているんでしょうか。

総合政策課長

選定委員は全部で6名でございます。

瀬戸委員

その選出方法は、いかにして行われていますか。

総合政策課長

学識経験者につきましては、指定管理制度について見識をお持ちの方、その団体等に、例えば税理士会とかに照会をいたしまして、そこから推薦をいただくと。それと、公募の委員につきましては、市報等で公募しています。専門委員につきましては、所管課のほうから出していただいております。

瀬戸委員

学識経験者、公募それと所管のほうから推薦ということですが、その人数をそれぞれ何名ずつやられているのでしょうか。

総合政策課長

学識が3名、公募が2名です。専門委員、今回の場合は1名、合計6名でございます。

瀬戸委員

専門委員というのはどういう方でしょうか、今回は斎場ということで斎場に対しての専門的な知識を持った方ということで答弁されたと思うんですが、どういう方なんでしょう。

総合政策課長

専門委員の1名につきましては、他の自治体で斎場関係のお仕事をされてる方ということになっております。

瀬戸委員

公募の2名の方は一般市民ということで、学識経験者の方はどういう方ですか。

総合政策課長

学識3名につきましては、大学の助教授が1名と、それと税理士の方が1名と、それと行政書士の方が1名でございます。

瀬戸委員

指定管理者に長けた方、いわゆる大学の先生、税理士さん、行政書士さん、それぞれどういうことに長けてあるのでしょうか。

総合政策課長

大学教授につきましては、全般的な行政学の専門家として、そういう点でお願いしていると。それと税理士、行政書士につきましては経理の問題でございますね。経営状況、そういうものを見ていただくためになっていただいております。行政書士につきましても全体的に経理も含めたところで見てもらうというようなことでなっております。

瀬戸委員

それはおかしいでしょ、行政書士というのはいわゆる文書代行でしょう。それに経理の関係も全般的に見てもらおうとか、これはね、どうして行政書士さんを入れてあるのかわかりません。それから公募の2名は一般の方ですね。一般の方に、今、この選定の基準内容を見てると、こういうことが理解できて、きちっと判定ができるのかどうか疑問に思うんですが、それはどうですか。

総合政策課長

行政書士にお願いしたというのは、全体に詳しい方といえますか、他市の状況等も把握いたしまして、行政書士になっていただいているところもございまして、推薦をいただいております。それと公募でございますが、公募の委員につきましては、こちらのほうから限定することはできません。ただし、公募委員になられた方につきましては、指定管理者の指針、あるいは条例、規則等について十分な説明を行った上で選定をしていただいております。

瀬戸委員

私が思うに、結局そういう公募された方及び行政書士さん等ですね、私たちもこの今見た中でもですね、非常に難しい問題たくさんあるかと思うんですが、これを正當に公平に判断できるかどうか、その辺はどう思われていますか。

総合政策課長

確かに専門的な分野等の項目も多々ございます。それで各委員につきましては、そのときに各項目ごとの点数を、ゼロから10点満点でございますが、つけていただくと。その中でどうしても自分にとってはわかりづらい項目等というのが、いま委員が言われるように自分の専門外のもがございます、そのときにはやはり選定委員全員に集まっていたいただいた選定委員会の中で、各委員の考え方等、専門の考え方等を聞かれて、そして自分でご判断されて点数を入れていただくというような形をとっております。

瀬戸委員

となると、わからない方は専門の人の意見を聞いて、そちらに誘導される可能性があるってことですね。自分の意見じゃなくて。例えばこれ10点満点ですよ、これすべて10点満点で行かれているみたいですが、項目によってね、ここは重要だから20点とか、ここは余りたいたことないから5点満点とか、いろんな方法があつていいと思うんですが、オール10点ですよ。そして今言われるように、専門的にわからない方もいらっしゃる。僕はこれでは正しい評価はできないじゃないかと、選定委員会のあり方自体がどうなのかと私はいつも思っています、この件に関してだけじゃないですよ。

それと今回ですね、これはあくまでも私が聞いた話ですが、今回とられたところの方は、社長さんが商工会の会員であると。選定の中に商工会の会員の方が2名いらっしゃる。そこが非常に点数が高かったということを知っているんですね。となると、いわゆる人間関係だからいろいろあるとは思いますが、その中にきちっとした、当然小さい飯塚ですから知り合いの方はたくさんあるとは思いますが、そういうところに誘導されるような選定委員会が行われているんじゃないかという不安があるんですよ。その辺はやはり、選定委員の選出の方法をなんらかね、きちっとわかった方、そして公平にできる方を選んでいただかないと、きちっとした選定は行われぬ。いわゆるどちらかに誘導された方向に行ってしまうような選定委員会になってしまう懸念があります。その辺が今回の点数の配点を含めたところで十二分にね、これからの指定管理者については検討していただきたい。大学の教授方も毎回名前出る方は決まっています、何名かですね。公募も。どこの指定管理者でも公募2名、そして専門ということで同じ日にやってあるんですが、やはりその辺をもう少し慎重に選定をしていただきたいと思っております。これ強く要望しておきます。

委員長

ほかに質疑ありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第87号 指定管理者の指定(飯塚市斎場)」については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に佐藤委員から「学校の安全(不審者)について」所管事務調査をしたい旨の申し出がっております。佐藤委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。佐藤委員に発言を許します。

佐藤委員

飯塚市内でも、7月17日の朝刊に、児童に公然わいせつをしたという事件の新聞が載っております。そのことについて質問したいと思っております。

委員長

おはかりいたします。本委員会として、「学校の安全(不審者)について」所管事務調査を

行うことにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本件について所管事務調査を行うことに決定いたしました。「学校の安全(不審者)について」を議題といたします。佐藤委員に質疑を許します。

佐藤委員

先ほど申しましたように、7月17日、5月14日、6月11日、これは7月1日ですかね、各新聞に公然わいせつの例が載っておりますけども、教育委員会としてそのことをどれくらい把握してあるのかお聞きいたします。

学校教育課長

他の地区で起こった件につきましては、新聞報道にありますとおり、何年もかけて子どもたちを騙したと、そして最終的にはわいせつな行為をして逮捕されたという事案であったと思っております。そういうふうには把握しております。

佐藤委員

捕まったのは飯塚市内の方ですね。名前は言いませんけども7月17日には飯塚市仁保の、そしてこれは学校の休日に入って行って、児童に声かけて仲よくなって、いろんなことをしたとか載っておりますけど、これは全部被害に遭ったのは、飯塚市内の小中学生ではないということ認識してよろしいでしょうか。

学校教育課長

私どもが把握しておりますのは2件ありまして、先ほど申しましたのは他の地区の小学生、いま質問者が言われたことに関しましては、飯塚市内の小学生でございます。

佐藤委員

現実に飯塚市の子どもたちも被害に遭ってるわけですね。このことについて、なぜ委員会に報告しなかったのか等々は聞きませんが、このことについて、どういった取り組みを今までされたのかお聞きいたします。

学校教育課長

どちらの小学校におきましても、休日に学校を開放して門を開けているものですから、その点で、入ってきたと。飯塚市内の場合は被害に遭う前に発見されまして、そのまま逮捕という形になっております。そのことに関しましては、福岡県警の本部から講師に来ていただきまして、そして8月26日に管理職研修会で、そういった一連の不審者に対する児童生徒の安全対策についての研修会を実施しておりますし、その前にはその小学校の調査をいたしまして、例えば校舎を囲む網ですか、ああいったものが破れてたりするとは入ってくるというようなこともありまして、現地調査と、そしてその後の対策を全部完了して、その後の研修ということで、8月26日に実施しております。

佐藤委員

いま言われるように、休日に学校に行って、子どもと仲良くなって、そういう事件を犯したという例もございます。ただいま言われたように、研修すればですね、それは目の前であったことはするでしょう。目の前で起きたり、不審者が出てきたりしたらするんでしょうけども、例えば学校の休日、土日見てみますといろんな子どもたちが時々遊びに来たりしております。その辺の対策はどうされているのかお聞きいたします。

学校教育課長

その点に関しましては、先ほど申しましたように、土日開放しないということで、いま各学校には指導しているところでございます。

佐藤委員

例えば少年野球とかバスケットとか、そういう方は利用されて自由に学校を出入りされていきますけれども、それもしないということですか。

学校教育課長

そういったスポーツ振興とか、そういったことに関しましては、学校の施設を正式に貸すという、そういったものがございますので、そういう手続きを踏んで、そのときは開校しております。

佐藤委員

だから門は開いているんですよ、学校は休日に。実質。

学校教育課長

先ほど申しましたように、スポーツ振興等で貸す場合は門が開きますが、それ以外は門を閉めるということで対応しております。この件が起きてからそういうふうに学校には指導しております。

佐藤委員

閉めても、後でこれは言おうと思っていたんですけど、学校によっていろいろ違うと思うんです。門のない学校もあるんですよ。これは私の身近な学校なんですけれども、途中で農協さんの土地が入ってフェンスがないところもあるんですよ。実質閉めても出入りできるんですが、その辺はどうでしょうか。

学校教育課長

そういった学校につきましては、まだ教育委員会としては一つ一つ把握しているわけではございませんから、そういった施設に関しましては、今後調査いたしまして入れないというような方向で進めていきたいというふうに思っております。

佐藤委員

本当にまだ対応が甘いと思っております。それと職員室が2階にあって、自由に学校に平日でも出入りできる学校が多分にあります。その辺についてはどう考えてありますか。

学校教育課長

確かに言われるとおり、平日、2階に職員室がある場合は入り口付近、なかなか目が届きませんが、それに関しては今後いろんな方策を考えなくてはならないというふうに思っております。

佐藤委員

新聞に載ってみて、こうして答弁を聞いたら、まだまだのところがいっぱいあります。例えば、登下校中の問題もあります。そういう問題についても飯塚市は子どもをやっぱり室として位置づけるなら、もっともっと取り組みが必要だと思っております。ところで先月新聞に、嘉麻市さんのほうが各学校、全小中学校に防犯カメラをつけるという件がありましたけれども、うちでもそのような検討をされたのかどうかお伺いいたします。

学校教育課長

防犯カメラにつきましては、嘉麻市内で全学校に設置するというふうなことは聞いております。それに関しましては、いろんな条件があると思っておりますし、防犯カメラをつける是非も問われてくるのではないかと考えておりますから、慎重に今後検討してまいりたいというふうに思っております。

佐藤委員

是非もあるかもしれないけども、反対するのは保護者とすれば、やはりこういう問題が起きている、子どもたちを守るという点では反対しないと思うんですね。積極的にそういうことはアピールして検討しないといけないと思います。その辺は、また引き続き経過をお聞きしますのでお願いいたします。それと、先ほども言いました登下校中について、子どもに飯塚市内防犯メールを使っているんですけども、各学校取り組みが違うんですね。学校によって積極的なところは非常に前向きに取り組んである。興味がない方は1回も使われてないという学校もあるみたいですよ。その辺、私は常々、教育委員会の指導として校長会なり教頭会なりを通じて、

きちんと指導してくださいというふうに言っておりましたけども、その後の取り組みについてお伺いいたします。

学校教育課長

防犯メールを現在行っている学校につきましては、小学校が4小学校、中学校が4中学校というふうに委員会としては把握しております。これが全部に広がっていかないというふうな状況もございますが、不審者に対する取り組みとして学校から上がってきておりますのは、そういった安心メールとか、プリントを通じて保護者にいろんなことを連絡しているというようなこともありますから、防犯メールにつきましては、活用の価値があるというふうに教育委員会としてはとらえております。

佐藤委員

ぜひ、そういうことで先進的に取り組まれておる、一生懸命取り組まれているいい例があると思うんです。その辺をやっぱり調査して、きちんと飯塚市内の小中学校の保護者なり、校長なり、教頭なりに伝えて言っていただくようお願いいたします。教育長、いま言われたように学校の設備の問題、そして休日の問題、監視カメラ等々についても、嘉麻市さんのほうが早いんですね。その辺について、今後どうされていくのか、これは予算も伴うところがあります。その辺についてどう考えられているのか最後にお聞きいたします。

教育長

子どもたちの安心、安全は学校にとってもっとも大切なことだと考えております。防犯カメラの設置につきましても、先ほど学校教育課長が申しましたとおり、保護者や地域の方々のご理解もいただいた上で設置を求める特に小学校等がありましたら、それに応ずる措置を教育委員会として今後していくことも検討しなければならぬと思いますし、防犯メールにつきましても導入が当初小学校1校でしたが、先ほど報告しましたとおり現在8校に導入をしているところでございます。これが34校に広がり、子どもたちについての危険な情報が早く保護者や地域に伝わるように、今後努力していきたいと考えております。

佐藤委員

教育長は知ってあると思うんですけども、これは福岡県の問題なんですけども、アメリカの英語教師が学校に出入りしていて、少女たちに性的行為をしたと、これは一人や二人じゃないんですね。その親はたまらんですよ。その辺を踏まえて早い対応をお願いいたして、私は終わります。

瀬戸委員

関連で質疑をさせていただきます。飯塚市は特に以前からあいちゃん事件、それに潤野の小学生二人の問題があって、その後に池田小学校の問題があって、危機管理マニュアルの件で相当話をしたと思うんですよね。委員会でも、議会でも。いま聞いてびっくりしたのは、まだ出入りが自由に行ける学校があると。あれから何年経っていますか。これは危機管理が全くね、意識がないということですよ。相当な時間が経っていますよ、あれから。のど元過ぎれば熱さ忘れる。こういうことではいかんですよ。それは早急にやらないといけないんじゃないですか。防犯カメラとかいうのは、いま言われたように予算も伴いますよ。でも、できること、そして危機管理マニュアルにおいて、人が入ってきたときにサスマタですか、何かするとか、ああいうこともいま訓練してあるのかどうか。私も小学校の子どもがいますけども、学校のほうからそういうことに対してあまりプリントも来ない。これは徹底してやってもらわないと、今でも佐藤委員が言われたように、ちょこちょこそういう危ない事件が起きている。これまだね、人命に関わっていないからいいですけど、もし人命に関わるようなことがあったら大変ですよ。今やってないと必ずそうなりますよ。その辺はしっかり意識を持ってやっていただきたいと要望しておきます。

委員長

ほかに質疑ありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。おはかりいたします。本件については調査終了とすることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本件は調査終了とすることに決定いたしました。

次に、佐藤委員から「学校環境（暑さ対策）について」所管事務調査をしたい旨の申し出が  
あっております。佐藤委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。佐藤委員に発言を  
許します。

佐藤委員

ことはスーパー猛暑と言われる非常に暑い日々が続きました。その中で本会議で答弁があ  
りましたように、飯塚市はエアコンの設置を検討するというような言葉が出ておりましたので、  
そのことについて質疑してまいりたいと思います。

委員長

おはかりいたします。本委員会として、「学校環境（暑さ対策）について」所管事務調査を  
行うことにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本件について所管事務調査を行うことに決定いたしました。  
「学校環境（暑さ対策）について」を議題といたします。佐藤委員に質疑を許します。

佐藤委員

先日の一般質問で、学校の教室にエアコンをつける検討をするということが出ておりました  
けども、本当につけられるのでしょうか、つける意思があるのでしょうか、他の学校はどうし  
ても無理だろうということで、設備的にPTAで扇風機を買って、少しでも熱さをしのごうと  
思って、しております。ことしの夏、7月に学校に行ったときに非常に暑い。鉄筋コンクリ  
ートの箇所は1階よりも3階のほうが非常に暑いんですね。この中で授業はできんやろうと思っ  
て、一所懸命PTAで取り組まれているんですけども、課長、先日そうやって言われましたよ  
ね。そのことが本当に可能なのかどうか、お聞きいたします。

学校教育課長

一般質問での答弁につきましては、今後とも関係各課との協議が必要になってくるものと思  
っておりますという答弁をしております。それで各小中学校の教室内の室温を調査したわけで  
ございますが、9月10日が一番暑かったと思っておりますが、その中で一番暑い学校が  
34度から35度と。ですから、もっと暑い時期といいますが、8月はおそらく教室内の温度  
は体温を超えているだろうというふうに想像しております。ですから教育委員会としましては、  
体温を超えるような教室内の温度では、授業にならんのではないかというふうに考えておりま  
す。ですから、来年度に向けましては、エアコンを設置する教室も必要になってくるでしょう  
し、あるいは、関係各課とですよ、協議が必要になってくるんじゃないかと思っておりますし、  
また教室内ですね、まず扇風機を全小中学校に設置できたらいいなというふうに思っておりま  
す。

佐藤委員

あまりしつこく言うつもりはないんですけど、ここははっきりしておかないといけないわけ  
ですよ。エアコンをつける検討するとなったら、各保護者はつけられると思いますよ。ちょ  
と部長、お願いします。

教育部長

さきの一般質問中で、教室内の温度ということでありまして、将来的にはエアコンのことを  
考えるのかというご質問がございました。その中で、教育委員会といたしましては、9月にな

りまして室温等を計りました関係上、いま課長申しましたように10日が一番温度が高くて35度近くあったということでございます。ただ現実的に申しますと、暑い時期は6、7月、それから一番暑いのは8月なんでしょうけれども、子どもさんたちが教室で授業を受けられる時期というのが7月の後半暑い時期、それから9月の当初ということでございます。新聞報道等でもご存じと思いますが、北九州市のほうで一応そういう議論ございまして、エアコンの可否というのがございました。

現実的に一般質問の中ございましたが、400ぐらい教室がございまして、仮に、これは質問議員の数字ですけど100万円かかれば、4億円かかりますというお話がございました。答弁といたしましてはイニシャルコストだけではないですよ、ランニングコストの問題もございましてということでございますので、今後のこういう地球温暖化ということが一般的に言われておりますので、将来的にますます暑くなっていけば、エアコンの設備が必要ということもあると思えますけど、現時点ではPTAの方とかいろいろご協力いただきまして、扇風機等を設置しておりますので、現実的には、現在の扇風機あるいは特別教室等にエアコンがついているところがございまして、そういったものを温度が高いときには工夫しながら、子どもさんたちの授業が円滑とは申しませんが、進めたいというふうな形で、運用でカバーしていきたいと思っております。

ただ、室温の温度等につきましてはご指摘があって9月に計っておりますので、次年度以降、いわゆる実際6月とか7月とかの温度がどうであるのかというのを計って行って、将来的に検討すべき課題として教育委員会としても重く受けとめて、研究していきたいと思っておりますけども、来年度から即エアコンをつけますとか、そういうようなことにはなりませんので、今後研究させていただきたいと思っております。

佐藤委員

多分そうでしょうね。多分西課長の答弁もそうだったと思います。この暑さがずっと続けば、そういう検討も必要になってくるんじゃないかということの答弁を慎重にさせていただくと誤解される分があります。福岡県内でも付いているところは一部ですね。空港とか、基地があるところについているということだと思います。

ただ、私気になるのが、これだけ暑い暑いって言って、テレビで連日暑いって言っていたんですよ。それなのに9月になって室温を計ったということについておかしいと思いません。これだけ熱いと、教育委員会としたらやっぱり子どもの環境に対しては、いつも気を配っておかないといけないと思うんです。やはり教室に行くなり、何なりして対応しておかないといけないんじゃないかならうかと。そして今ある温度計にしても、細かいことというわけですけれども温度計だけなんです。湿度を測る機械がない。そこから検討するっていても、後ろ向きの検討しか聞かれないんですよ。その辺はきちんと対応していただきたいと思っております。

それでは今、小学校では運動会の練習を毎日やっていると思います。今日は幾らか涼しいんですけども、日頃の熱中症の対策はどうやってしているのかお聞きいたします。

学校教育課長

熱中症対策につきましては、7月の時点から各学校に通知文と申しますか、そういうのを2度配付して説明しております。また途中で各校長あてのメールにおいても熱中症対策には十分配慮してくださいということ、もう一つは管理職研修会の折にも、教育長、そして私のほうからも熱中症については、中学の部活動あるいは小学校の運動会の練習等で先ほど申しましたように、十分な配慮をお願いするというようなことで、ずっと指導はしてきております。

佐藤委員

たまたま起こってないからよかったと思います。どういう対策があるのか、各学校でどういう対策をしたのか、その辺の研究もされて来年にぜひ生かしていただきたいと思っております。

それでは、先ほど扇風機の設置等々お聞きいたしました。扇風機の設置は電気工事は市がし



てくれるんですね。扇風機个体は、どっかで調達するという事になっておりますけども、そのアピールですね。各学校にこれだけ暑かったから市が工事をしますよというアピール。そして、扇風機にしても単独で各学校個人で調べているんですよ。量販店に行って幾らなのかということ調べているので、市がそうやって取り組めば、購入は各学校がするにしても大量発注すれば安くなると思います。そういう検討もしていただきたい。

それと今グリーンカーテン等々話題になっております。ヘチマとかニガウリを植えて、アサガオとか植えて学校を冷やす方策が行ってありますけれども、そのことについての検討についてお伺いいたします。

学校教育課長

扇風機の設置につきましては、34校中23校が扇風機を設置していると。そして扇風機につきましては、学校予算あるいはPTAからの寄贈とか、あるいはPTAバザーの収益金で扇風機を買っているという状況でございます。ですから、このことに関しましては扇風機設置の工事は教育委員会のほうで何とかできるというふうに考えておりますが、扇風機につきましても各学校ですね、各教室分、教室1台なのか2台なのか分かりませんが、そのところを今度購入するという検討をしていかなければならないというふうに思っております。

教育施設課長

いま質問の壁面緑化、グリーンカーテンですけど、私どもの調査いたしましたところでは、一部の学校では花壇にアサガオとかニガウリとかつけて、1階部分はそういった施設を整備しているところございますが、全部の学校について2階、3階までやっているところはないというふうに認識しております。

佐藤委員

認識ということなんで、それを推し進めるとかそういう検討をされてないんでしょうね。だから遅いんですよ。湿度を測るにしても、常にニュースとかテレビで言っていることで子どもたちの状況を考えて動かないと、指摘されて動くんじゃないですよ、安心して子どもを教育委員会に預けられないんです。その辺、言いっぱなしになりますけれども、これだけスーパー猛暑といわれていたんだから、あなた達は学校に出向くべきなんですよ。そして温度が何度あるか、湿度が何度あるか調べるべきなんですよ。部長そう思いません。遅いと思いません、動きが。

教育部長

確かに私がエアコンの件で申したときに、9月になって温度を測りましたと。現実的に6月、7月は測っておりませんので、本来であれば梅雨時期、夏休み前の時期からそこら辺の子どもさん方の体調、当然授業がスムーズに進むような形にしなければならないと思っております。グリーンカーテンのお話でございますけども、市役所本庁においても今年度から取り組んでおりますし、そこら辺教育委員会としての取り組みが遅いというご指摘でございます。確かに言われるとおりでございますが、ことは特に8月はスーパー猛暑といわれましたので、来年に向けまして、ことしの実情を踏まえ、きちっとした猛暑対策について研究していきたいと思っておりますし、調査もしていきますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

委員長

ほかに質疑ありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。おはかりいたします。本件については調査終了とすることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本件は調査終了とすることに決定いたしました。

次に、佐藤委員から「地域コミュニティについて」所管事務調査をしたい旨の申し出がっております。佐藤委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。佐藤委員に発言を許し

ます。

佐藤委員

昨年の9月25日に地域コミュニティについて、基本的な考え方をお伺いしましたが、今日はより詳しく、一般質問でも出ておりましたけども、より詳しくお伺いさせていただきたいと思っております。

委員長

おはかりいたします。本委員会として、「地域コミュニティについて」所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本件について所管事務調査を行うことに決定いたしました。「地域コミュニティについて」を議題といたします。佐藤委員に質疑を許します。

佐藤委員

先ほど申しましたように、昨年の9月25日に開催された市民文教委員会で所管事務調査の中で、地域コミュニティの活性化の必要性や基本的な考え方をお伺いいたしました。今日で1年が経過いたしますので、今回の一般質問で同僚議員より質問があつているところもありますが、より詳しくお伺いさせていただきます。

最近は、高齢者の安否問題や児童虐待が報道されておりますが、その防止については隣近所の人間関係づくりや、そこから生まれる相互協力が大事であります。そのためには地域コミュニティの活性化が必要であると考えております。また残念なことではありますが、昨年引き続き7月の大雨災害のとき、大きな力を発揮した自治会の防災救援活動に代表されますように、地域コミュニティが果たしている役割の重要性に改めて注目しております。これは市民の安全、安心を守るために地域住民みずからが行う活動への期待が、一層高まっていると感じております。私がこのたび委員会で質問しております学校の荒れの改善につきましても、学校と地域が一致協力して進めなければ解決できないと私は考えております。また、本市においては、少子化や高齢化が今後もしばらくは続いていくと思っておりますので、地域コミュニティの活性化は、特に取り組んでいくべき課題ではないでしょうか。

現在、市民活動推進課を中心に公民館と連携して、地域コミュニティの推進が進められております。その方法として、まちづくり協議会の構築が進められているようですが、その構築が今日までどうなっているのか、今後どのような方向へ向かおうとしているのか、それを今回お伺いいたします。最初に、基本的なことをお伺いいたしますが、地域コミュニティとは人と人のつながりと言われております。地域コミュニティとは何かについて、何か事例を示してわかりやすくお答えください。2番目に、なぜ活性化が必要なのかについて簡単にお答えください。

市民活動推進課長

最初の地域コミュニティとは何かについてでございます。例として挙げられました災害ということで申しますと、災害のときには日ごろの生活の中で培われた人間関係がまず基礎となりまして、そこから助け合いが始まってまいります。このように地域住民が協力して、地域をよくしていこうという共通の気持ちを持ちながら、多くの人々が集まり活動を行う場は地域コミュニティでありまして、代表的な地域コミュニティとは、私たちの身の回りにある自治会や隣組などでございます。この地域コミュニティは、地域の魅力に気づく地域の学習の場であり、人材をはぐくむ力を備えております。

2番目のなぜ活性化が必要なのかについてですが、いま社会の急激な変化、少子高齢化社会、個人の価値観の多様化、地域課題の多発などのように、行政と地域が意図的に力を合わせなければ解決できない課題や問題が多くなってまいりました。そこでその課題や問題の解決のために、地域が一体となり、行政と力を合わせて取り組む地域コミュニティ活動の活性化が必要となってまいりました。地域の防犯、防災、青少年の育成、高齢者の見守りなど市民の安全、安

心な生活を実現するためには、地域コミュニティの活性化が必要不可欠となっております。

佐藤委員

私としても大変大事なことで、必要なことと考えております。いつも各地元の自治会があるたびに、会合があるたびに説明しているんですが、皆さん、自分の思いをすぐに理解していただけないというような状況もあります。もっと短い言葉でわかりやすく、市民に伝える工夫を行っていただきたいと思っております。いつかも言ったかもしれませんが、子どもから高齢者までわかりやすいようなキャッチコピーが必要ではないかと考えております。この地域コミュニティ活動にもっと多くの市民の参加を求めなければ、活性化は実現できないと私は考えております。これからまちづくり協議会の実践が始まり、実際に効果や成果が出始めましたら、具体的な報告をお願いしたいと思っております。

次に、まちづくり協議会の構築状況や段階については同僚議員から今議会で一般質問がっており、課長の説明では12地区公民館ごとに構築を進めているとのことですが、いま現在の組織ができたところ、準備中のところ、その構築状況を詳しくお答えください。

市民活動推進課長

現在、まちづくり協議会が構築されていると私ども評価しております地区は、筑穂、穎田、菰田の3地区でございます。その状況は筑穂では、参加団体が非常に多うございまして、専門部会のあり方やその集約の方法の意見交換が行われております。穎田では規約、組織の見直しが行われております。菰田では安全・安心活動の中で、まちづくりへの情報交換と意見交換が毎月開催されております。まちづくり協議会の準備会ができていますと評価しております地区は、飯塚、二瀬、幸袋、飯塚東、鯉田の5地区でございます。二瀬への取り組みを例にいたしますと、準備会の役員で自治会に出かけていきまして、まちづくり協議会についての説明や意見交換を開催することが予定されております。その他の穂波、庄内、鎮西、立岩の4地区では今後、地区公民館と連携いたしまして、関係団体と個別に意見交換を進めながら準備会の設置を目指してまいります。

佐藤委員

前回の私の質問から1年が経過しておりまして、まちづくり協議会の構築が少し進んだような気がしております。一方では心配もしております。自治会活動や社会教育活動に長年にわたり携わって、地域のことをよく知っている者ほどこの時代のまちづくり協議会には必要であり、また構築は難しいと感じているはずで、まちづくり協議会の構築については、重要であると理解されている自治会長や地域の関係団体の方々にとっても、随分苦労されていることと私に伝わってきております。

今回、行政が組織化を無理に押し付けているとは言いませんが、慌てて形づくりだけを先行すると住民の自主性が育たない、地域にとって必要ない組織となってしまうのではないのでしょうか。しかし、一方では少子高齢化が特に進んでいる地域があり、急いで取り組みを進めて行かなければならないとの認識を行政は持っていただきたいと思っております。そういう中で、市民と十分に意見交換をしながら進めるということで、年度内にまちづくり協議会の構築が進められていると思いますが、私は形づくりから入るものではないと思っております。行政からその地域に一番合った形を、積極的に提案していくとの方法もあるのではないのでしょうか。地域の意見交換をしながら行うのであれば、行政が地域に干渉することにはならないと思っております。そのようなことも行政として、今後は考えていく時期に来ているのではないのでしょうか。まちづくり協議会構築を年度内にどこまで進めるのか、今後の進捗状況に差し支えない程度にお示しください。

市民活動推進課長

現在、まちづくり協議会として体制が整いつつある3地区につきましては、運営の方法、規約の改正、内部部会のあり方、支援制度、具体的には地域のまちづくりの方向性や課題の解決

の方向になりますが、今後も引き続き意見交換をしてみたいと思います。同時に、3地区相互の情報交換も進めてまいります。準備会を設置している5地区のうち、今年度内に本格稼働を目指している地区が2カ所ございます。平成23年度、来年度当初に本格稼働を目指している地区が3カ所あります。その支援のために先進地の情報提供及び研修、先進地の視察の機会の提案等について意見を交換を進めてまいります。いずれの場合におきましても、地区公民館と連携を進めてまいります。準備会ができてない4地区におきましても、関係者と今後話し合いを進め、準備会までの構築を今年度末から来年度当初を目指して実施してまいります。

佐藤委員

まちづくり協議会の構築については、組織ができ上がったから終わりというわけではなく、本当に機能するような制度をつくる必要があると考えております。現在、12地区公民館の地域によって、進め方にいく分の差があると感じておりますが、準備会ができていない地区についてはどのように取り組んで行かれるのでしょうか。

市民活動推進課長

準備会ができてない4地区におきましても、関係者や地区公民館と連携をしまして、意見交換を進め、まちづくり協議会の説明を行ってまいります。委員がご指摘の形づくりから入る方法もあるし、または形づくりだけではだめだという考えもご指摘されました。形を積極的に提案することについても、地域と住民の意見交換をしながら、行政の干渉にならないように進めてまいりたいと思っております。同時に市内の状況説明や事例の提示、先進地事例の研修会や視察の計画についても提案してまいります。いずれの場合におきましても、地区公民館と密に連携をして進めてまいりたいと考えております。

佐藤委員

前回の課長の答弁では、地域の特色を生かしていくとのことでしたが、地域の特色をどのように生かしていこうと思っておられるのか、代表的な部分で構いませんのでお答えください。

市民活動推進課長

市内には12地区公民館がございます。今までに、さまざまな形や歴史を持ちながら地域コミュニティ活動が行われてまいりました。その形や歴史を今後も大切にしていかなければ、地域コミュニティ活動への多くの市民の参加を促進することはできませんので、活性化も望めないと考えています。また、その形が歴史自体についても地域コミュニティの活性化に向けて、時代の変化に応じながら地域の特色を生かしていかなければならないと考えております。

まちづくり協議会をつくっていくことについて、事例として簡単に分けられるものではありませんが、大まかに示しますと、はじめに筑穂、飯塚東地区のように、現在まで地域で行われてきたまちづくりイベントなどの実行委員会や、連絡会議等の相互協力関係を発展させてつくっていくとする取り組みがございます。また、穎田、菰田、鯉田のように少子高齢化等の地域の課題や問題を地域関係団体で情報を共有しながら、その改善に向けて既存にある組織の役割を広げていくとするものがございます。また、飯塚、二瀬では、地域の課題や問題を情報を共有し、その改善に向けていくことは共通ですが、そのために新たに関係性や仕組みをつくっていくとするところもございます。その他の地域におきましても、さまざまな形が想定されると考えますが、いずれもそのような特色を手法として生かしながら地域のコミュニケーションを高め、人間関係を豊かにして地域コミュニティの活性化を図っていくと考えております。

佐藤委員

まちづくり協議会が3、準備会が5、合計で8個できていると思います。現状ではどのような団体が参加していますか。地域に差があると思いますので、特徴をまとめてわかりやすくお答えください。

市民活動推進課長

まちづくり協議会の参加団体につきましては、おおむね自治会、子ども会、青少年育成団体、PTA、婦人会、老人会、消防団関係、民生委員、地区社会福祉協議会、これは広い活動に入っただけですが、生活改善推進会、体育振興会、人権団体、地域文化伝承団体、それと各種ボランティア、多くの団体が参加しております。

佐藤委員

いま言われたように、子ども会やPTA、消防団、老人会等々、体育振興会もそうですけども、全市にネットワークを独自でもった団体には、全市を対象とする連合会等が組織されております。その団体や活動の形態は、全市連合会の支部組織の場合や連絡協議会的なものがありますが、まちづくり協議会との関係はどのようになるのか、想定で構いませんのでお示ください。

市民活動推進課長

まちづくり協議会ができません、連合会が担う役割は実質的には何ら変わらないと考えておりますが、必要に応じて関係する連合会とは活動に支障を与えないように、意見交換を今後進めてまいりたいと思います。

佐藤委員

ここで各地域の意識の格差、いろいろあると思います。私、旧穂波町出身なんで旧穂波町とすれば、公民館は社会教育を行う場、サークルを行う場としか認識しておりませんでした。そこで、今まちづくり協議会ということを行う。それも各団体が入って。PTAについてもそうだと思います。地域自治会に協力しないといけないということがあるけど、実質そこまでできていないというような意識の違い。各地域でも各団体でもあると思います。その辺で先進的に行われるところ、準備会のところ等々にアンケート調査をされて、今後のその地域の方向性を聞くことも一つだと思います。ある一部の自治会長さんとか、そこに積極的にかかわってある人に聞くのも一つでしょうけども、地域全般にアンケート等々をしていくべきではないかと考えておりますので、その辺はご検討をお願いいたします。

まちづくり協議会が地域コミュニティに果たす役割や効果については、今までにそれぞれに説明されてきましたので、ある程度見えてまいりました。でも、まちづくり協議会に子ども会やPTA等の団体が参加した場合に、どのようなメリット・デメリットがあると考えられているのかお聞きいたします。

市民活動推進課長

地域団体がそれぞれに目指している目標には、地域の文化伝承、福祉の充実、環境保全、人権の確立、青少年育成、人材づくり等々ございます。その目標のため、達成のために地域コミュニティの活動は大きな支えとなるものでありまして、地域団体にとって地域コミュニティの活性化は大きなメリットであると考えております。

このメリットにつきましては、代表的なものとして4つの例を挙げさせていただきます。第一に地域住民や各団体が連携して活動することにより、団体同士の互いの状況を理解し、地域の一体化が醸成されることが期待できます。2番目に、各種団体の活動を連携することにより、よりよい事業効果が期待されるとともに、新たな事業の発想につながりうると考えておりますし、その相乗効果が期待されると考えております。3番目に、地域住民や各種団体が連携して活動することによりまして、解決できなかった課題が解決されたり、よりよい解決策が生まれることが期待できます。また地域や組織のつながりが強化されまして、活動の範囲が広がり市民ニーズをカバーできない地域がございましたが、その地域を少なくすることが期待できると考えています。4番目に、各種団体相互の人材活用等によりまして、効果的な役割分担が可能となると共に、活動を通して新たな人材発掘が期待できます。その結果として、将来の超高齢化社会も克服できる、それに向けての持続可能な体制づくりを目指すことができると考えております。

デメリット、メリットの反対でございますが、考えられるものは、まちづくり協議会という組織や規約の形づくりだけを行いました場合に、実際に活動の伴わない組織をつくってしまって、目標が達成されたとの誤解により、地域コミュニティが硬直化してしまうという場合も考えてありますので、慎重に対応してまいりたいと思います。

佐藤委員

先進地の事例によれば、まちづくり協議会の運営を支援する方法として、運営に対する指導と助言、ボランティア保険制度の導入、補助金等の交付などがありますけども、本市についてはどのように考えられているのか、なるべく簡潔にお答えください。

市民活動推進課長

1点目の運営相談につきましては、地域をよくしていこうという計画づくりや事業の実施、組織の運営や予算、イベントの事業や参加等広い分野にわたりますので、情報交換をすることを連携しながら、地域運営に対する行政の干渉にならないように講じてまいりたいと思います。2点目の保険制度の導入につきましては、より多くの市民が安心していろんな活動に参加できるように制度を検討して、ボランティアの保険制度の先進地の事例を研究してまいります。3点目に、団体が行う事業への補助金交付につきましては、現在、直接団体や事業を対象として補助金が交付されておりまして、歴史や経過もあり、その内容は多様でございます。補助金の交付を受けている団体が事業の充実に向けて、互いに連携して事業を行う場合に、現在は対象となる事業ごとに補助金が交付されている関係から、事業が個別に行われております。実施日や対象が重複して、参加者の増加に苦慮している状況もあります。主催団体においても困っていることが多いのではないかと心配をされております。このようなことの解決に有効な方法の一つとしまして、これまで個別に各団体に交付されていた補助金をまちづくり協議会に統合して交付することにより、関係者相互の話し合いの中で地域活動に自由に配分できるようにすることで、コミュニティ事業の活性化を図るという制度も先進地ではございます。

以上のような先進地の支援制度を検討の上、関係者のご意見または行政の中の関係の調整を行った上で実施に向けて、進めてまいりたいと考えております。

佐藤委員

いま言われた各団体、補助金ですね、主催団体は困っていないのが現状だと思っております。例えば、老人会にお金がおりてきまして、地域自治会がそこで福祉をするからとあって、そこにおろされたらやっぱり困るという声もありますし、PTAに対しても合併することによって各旧町の補助金は減っております。その中で、まちづくり協議会におろされたんじゃ運営もやっていけない等々の声も出ますので、この補助金についてはぜひ慎重に取り扱い、意見の聞き取りを行っていただきたいと思っております。

人口の増加が一部の地域であるようですが、市全体では少子化や高齢化が進んで、自治会活動や子ども会活動が難しくなっております。課長は地域コミュニティの今後の課題として、何が一番の課題かと考えておられるのか。いま考えておられる改善方法でよろございますのでお聞かせください。

市民活動推進課長

最も重要な課題は少子高齢化、人口減少、人間関係の希薄化等から来ます地域コミュニティ活動への参加者の減少だと考えております。この課題は非常に重いものでありまして、解決の基本は人口を増加させる、また、これ以上人口を減少させないことであります。人口増加のためには国規模の社会全体で取り組む分野もございまして、私たちの取り組むべき分野としましては、安全・安心な地域社会をつくることだと認識しております。まずは、身近な日頃から地区公民館等で行われているイベントや、地域事業などに市民の参加機会をなるべく多く作り人間関係を豊かにしながら、地域社会への参加者を一人でも多くふやしていくことであります。また、だれもが集まりやすい地区公民館等を活用しまして、地域に暮らしている市民が互いに

交流する機会や場の提供や、そのことの整備が非常に大切であると認識しております。

佐藤委員

最後になりますけれども、いま課長言われたように必要な分とは理解できます。ただ各自治会でも、必要なものとわかっていながら、そこまでできていないのが現状なんですね。この信念は大切なんで、地道にできるところは根気強くする、ただできることはすぐにしていかなければいけないと思います。その点で一、二年で構築できなかったからすぐやめるとか、私はしてほしくないと思っておりますけども、最後に担当部長の今後の方針、決意についてお聞きして終わります。

市民環境部長

質問者が言われますように、本当にこのまちづくり、また人づくり、またその連携につきましては、私といたしましても本当に早く取り組まなければならないこと。また、じっくり腰を据えて慎重に皆さん方と色々な話し合いをする中で、進めていかななければならないことがいろいろあるかと思っております。市といたしましては、その中でいろんな分野がございますので、関係各課、本当に前向きに将来を見据えているような連携をしながらですね、この地域のコミュニティといいますか、まちづくり、高齢者、子どもさんの今後の育成、そういった諸々、いろんなことを踏まえながら、今後も市として支援できることはちゃんと支援してまいりたいというふうに思っております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。おはかりいたします。本件については調査終了とすることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本件は調査終了とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:09

再 開 11:21

委員会を再開いたします。

次に、松本委員から「明星寺地区の環境について」所管事務調査をしたい旨の申し出がっております。松本委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。松本委員に発言を許します。

松本委員

明星寺地区の環境について所管事務をお願い申し上げました。この案件につきましては、私どもの委員会で議論をいたしてきているところですが、先般の一般質問と私の各認識とちよとずれているというか、違いがあるのかなということで、本日確認をさせていただくための所管事務であります。よろしく申し上げます。

委員長

おはかりいたします。本委員会として、「明星寺地区の環境について」所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本件について所管事務調査を行うことに決定いたしました。「明星寺地区の環境について」を議題といたします。松本委員に質疑を許します。

松本委員

嘉飯山砂利建設株式会社は、産業廃棄物施設を稼働させるために明星寺地内に破砕機を2台設置し、県の許可を受けずに違法操業をしていたところ、昨年12月に福岡県から厳重注意を

受けておるとは思いますが、それは事実でありましょうかお尋ねをいたします。

環境整備課長

平成21年12月15日に嚴重注意書が交付されてあります。無許可設置、無許可営業の部分で嚴重注意書が交付されております。

松本委員

そのとおりですね。そこまでは私も委員会で確認をいたしたところですが、それではその注意を受けた後にも、さらに違法操業を行ったという事実が先の一般質問で出たかというふうに思いますが、これは事実でしょうかどうでしょうか、お尋ねをいたします。

環境整備課長

嚴重注意書交付後に、従業員による破砕が12月23日に行われたということで、さらに県より口頭により嚴重注意をしたということでございます。

松本委員

そうしますと、12月に県から嚴重注意をされた後もそういうふうに行ったという、これは事実であるということによろしいですね。

環境整備課長

12月15日嚴重注意書交付後の12月23日に、そういった事実があったということでございます。

松本委員

確認をいたしました。それから新進工業有限会社は、明星寺地区で真砂土を採掘している業者であるというふうに思いますが、県からの許可範囲を超えて違法に真砂土を採掘していたということは事実でしょうか、どうでしょうかお尋ねをいたします。

商工観光課長

いまご指摘の地域の岩石採取につきましては、平成18年10月3日から平成20年10月2日を期限として、採石の採取許可書が交付されておりますが、平成20年9月に許可区域外の採取が発見され、また、第三者への土地の採取、期限切れの採取などが発覚しております。県においては指導を行うとともに、平成20年12月に跡地整備計画を提出させ、現在現状復旧を命じ、業者が作業を実施している状況でございます。

松本委員

私は、違法に真砂土を採掘していたのが事実かどうかをお尋ねをいたしております。色々ごちゃごちゃ言わんでください。私の質問に、そうであるか、違いますという答弁をお願いします。

商工観光課長

違法な真砂土の採取が行われておりました。

松本委員

これも事実という確認をいたします。また、違法行為発覚後に、その違法に採掘した範囲を採掘許可範囲として、提出をするように県に対して申請をした。結局、今まで違法にやっていた所も今度は申請をするというふうに言われて、これも一般質問等々で出てきたかと思いますが、そのとおりでしょうか。

商工観光課長

今の委員ご指摘の内容につきましては、地元の住民の方々等のお話の中ではお伺いはしておりますが、正式に県のほうに提出されたということは、現在のところございません。

松本委員

県のほうに正式に指定の許可範囲を広げると、広げてほしいという申請はなされていないんですか、お尋ねします。

商工観光課長



県に確認したところ、いま書類は出ていないそうです。

松本委員

わかりました。一般質問と私どもの認識との違いというか、出てきたと思うんで確認をさせてもらいました。終わります。

瀬戸委員

今の質問に関連してお尋ねをいたします。まず、採取のほうで、範囲を超えて人の土地のいわゆる泥と真砂土を採ったり、岩石を採取したと。これは人の土地の上のものの果実というんですか、これは窃盗に当たらないんですか。

商工観光課長

窃盗に当たるかどうかということですが、ちょっと詳細、その刑法的な部分は申し訳ございません、勉強不足でございますが、採石法上、その第三者の土地をもし採石する場合は、必ず地権者の同意書が必要になっております。

瀬戸委員

採石法で言えば、採掘権の設定が要るでしょう。設定していない土地は範囲外でしょ。結局、人の土地、人のものじゃないですか。これは刑法で窃盗に当たらないんですか。わからないの。わからなかったら、弁護士にいますぐ聞いて。

商工観光課長

採石については、盗石といいますが、そういう形に当たると思っておりますが、どういう形になるかという詳細につきまして、申し訳ございませんがわかりませんが、窃盗という言葉が適切かどうかは別として、第三者の土地を無許可で搬出したということになるかと思えます。

瀬戸委員

課長の答弁じゃちょっとわかりませんから、委員長ちょっと時間をとってね、きちっとそれはどうであるか調べてもらってください。これはちょっと要望しよう。盗掘という言葉がありますよね。これは犯罪になるのか、ならないのか。盗掘と一緒にしょ、結局は。それをちょっとはっきりしてください。

委員長

ほかに質疑ありませんか。

田中委員

ちょっと関連にはならないかと思えますけども、指定地域の意見書、これは今は白紙状態ということであったかと思えます。そのとおりですね。

環境整備課長

そのとおりでございます。

田中委員

先日の委員会でいただきました設置に係る経過、この表でございます。この表を見ましたら、指定地域の指定から、説明会の報告書提出まで30日以内と書かれております。30日以内に終了しない場合は理由を知事へ報告というふうに明記がされておりますが、またこの30日以内にはまだ当てはまっていないのでしょうか、市のほうが報告書を提出してからの30日以内ということなんでしょうか、この点はいかがですか。

環境整備課長

指定地域の指定について、市町村が意見を提出しまして、県にて内部調整を行います。公告閲覧が行われまして、それから30日以内ということでございます。

田中委員

私は言っているのは、いつから30日以内なのかということを行っているんです。市のほうで報告書を提出してから30日以内なのか、それとも県のほうから意見書を求められましたよね、その日から30日以内なのか。これはどちらですか。

環境整備課長

市のほうが意見書を提出してまいります。指定地域の決定を県が行いまして、公告いたします。その公告から30日以内ということでございます。

田中委員

確認です。県が指定をしてから30日以内ということによろしいですね。

環境整備課長

県のほうが決定しまして、公告して30日以内ということでございます。

田中委員

それでは、いま保留の状態の意見書でございますが、これは市のほうで意見書を提出しない場合ということは、あり得るんですか。もしあり得るということであれば、しなかった場合どのようなになるのかお尋ねいたします。

環境整備課長

いま意見書につきましては、私どもとしましては、地元のほうといろいろ話をしております。最終的には、意見書の提出を行い地元の方たちと意見交換をやっていただきながら、進めてまいりたいということでは考えておりますが、意見書の提出がまた遅れていった場合につきまして、県より先般もお話ししましたように照会を受けてまいります。その中で、県のほうが最終的に市のほうからの意見書の提出が出なかった場合は、意見なしといった形で判断されますので、その中で進んでいくということでございます。

田中委員

市のほうで意見書を提出しなかったら、意見なしというふうに判断されて進めるということでございますが、そうなりましたら、この意見書は説明会の地域を指定する意見書であると思えますが、そのときの説明会の地域、どのように指定をされるのか、この点はいかがでしょうか。

環境整備課長

その場合、県のほうで基準に則った形で、地域を指定されるものというふうに思われます。

田中委員

ということは、確認ですが300mという指定がされておりましたが、それが指定されるということですか。

環境整備課長

最終的にどういった形で県が地域指定をするかは判断できませんが、300mを基準としながらということでは考えられると思えます。

委員長

ほかに質疑ありませんか。

松本委員

すいません、さっきの商工の確認ですが、県のほうには範囲を広げてくれという、まだあれは出てないと言われていましたが、地元のほうに、町内会長というんですかね、区長さんというんでしょうか、自治会長さん、そこら辺にこういうふうで範囲を広げたいんだが、承認と言ったらおかしいんですが、承諾をお願いしたいというのが出てると、私は見ましたんですが、それはどうですか。

商工観光課長

いま委員がおっしゃいましたように、業者のほうから地元自治会長等に採掘の申請のための同意書といいますが、地元同意書のご相談があったということで、私どもも地元のほうからお伺いしております。

松本委員

そうしますと県にはまだ出てないんだけれども、業者さんとすればその範囲を広げたいと。

ですから、地元自治会に承諾書なりをお願いをしたいと言ってあると判断していいですか。

商工観光課長

そのとおりでございます。

鯉川委員

一般質問、この委員会等々で既にもう質疑、答弁があつてもかもしれませんが、確認のためにお聞かせいただきたいんですけども、嚴重注意を最初、一回目受けたときに、このときというのは嚴重注意っていうのは口頭だけなのか、それとも何らかのペナルティが科せられたのかどうかをまずお聞きいたします。

環境整備課長

ペナルティといったようなものは課せられておりません。嚴重注意書ということで書面によって注意をしております。

鯉川委員

結局、その嚴重注意にもかかわらず、また再度違法操業したということで、また注意があったわけですけども、2回目やられたときも嚴重注意の口頭だけなんですか、それとも何らかのペナルティとか、そういうのが2回目であってもないわけですか。県の条例でそういったもの、例えば違法操業したときに対してそういった、その1回目、2回目とかいうのは、いろんなその罰則といたしますか、そういったものってないわけですか。

環境整備課長

12月13日、2度目、嚴重注意書交付後の従業員による破砕に対しましては、口頭により嚴重注意し、駆動部分の撤去などによる稼働防止策を強く指導したということでございます。

鯉川委員

だから、県のほうが何回、例えばどういう違法操業を何回やろうと、何十回やろうと、何もそういう罰則規定とかないわけですか。条例とかそういうのに。

環境整備課長

県のほうによりますと、許可の取消は非常に重い行為だということで、県の処分基準に沿って対応するというところでございます。何回やったらそういう処分をするんだという点につきましては、先般の9月17日の地元のほうの自治会会長においていただいた説明会の中でも県のほうが答弁いたしました、何回という明確な規定はないということでございます。処理基準に基づいて、厳正に対処していくという回答でございました。

瀬戸委員

いまその9月17日の地元説明会、県とのですね、地元説明会で自治会長何名か、代表の方と県と、市のほうから部長と担当課は行かれておりますけど、部長、このときの話し合い、県のですね、今そういう違法の問題とかを含めたところの話し合いの感想というか、そういうのをちょっと部長のほうからお聞かせください。

市民環境部長

感想ということでございますが、質問者の答えに入る前に、いろいろと地元のほうでもいろいろとお話しさせていただきましたけども、極めて今回のこの件につきましては違法な操業、いわゆる違反を起こしたわけでございますので、絶対に今後そういうことはしてはならないというふうに私も強く思っております。そういった気持ちを持って、いま言われましたように地元のほうに行きまして、県の説明なり、考え方といたしますか、そういったものも一緒にお聞きいたしました。なるほど地域の方々が心配されておられますように、普通であればいろんな違反を起こしたら、それなりの罰則があろうし、そのことを止めていただくということじゃないかという思いが、そこにあつたかと思えます。それに対して県といたしましては、いわゆる事業を活動、今後ですね、見据えての今後申請というふうになるかと思えますが、その前段として違反は違反と認めつつも、適正に違反を起こさせない、適正に今後事業をやっていた

くという事の中で、現在はその設置者といいますか、事業者に対して指導をしておりますと。そして今後、今までのような、また違ったもっと悪質な者が出てくれば、これはもう即刻県の基準とか、もう少し厳重注意とは別の手立てがあるかと思いますが、そういったものを考えながらやっていきますというふうなことだったかなと、私は感想を持っております。

瀬戸委員

どうも聞いていると県のほうも許可をもう、申請されて許可をおろそうという気持ちが強いです。これは先日、同僚議員が一般質問でしましたよね。なんか、裏で県会議員とか絡んであるんじゃないかというところまで、懸念を持つような話になっておりますが、まず、その告発を県はなぜしなかったか。いわゆる先日も答弁の中にありましたけど、5年以下の懲役、3億円以内の罰金ですか。刑法にきちっとそういう罰則はある。県はこちらから告発しなかったからと。でも県はわかった時点で告発できるわけですね。おまけに2回もやったと。厳重注意した上でまたやったと。そのときに告発して、おまえのところにさせんぞというぐらいの強い姿勢で県がどうして臨まないのか。これは当然、いま言ったように裏に何かあるんじゃないかと、そうなりますよ。それをわかっていて、市のほうの方も、いま頭こうね、うなずかれていますけど、わかっていて市がどうしてそこまで強く県のほうに申し出ができないのか。そんなことやった業者にさせられませんかよと、意見書の問題の前にそういう問題がありますよと。

これは何回も同じことというようですけど、そういう姿勢で副市長、どうして市のほうは県のほうに物を言えないんですか。みなさん今日ね、また自治会の方が見えてありますけど、本当にもういま言った商工課の問題、この問題。とても協定書を結んで、協定書は紳士協定でしょ、罰則も何もないんですよ。いま見てくださいよ、調整池の姿ため池も、農業用水路ですよ、あそこは。皆さん困ってある。これが飯塚市の現状ですよ。それなのに県が勝手に進めていくとか、市を無視して。僕たちはとても考えられません。

確かに、県が許可権者ということはわかります。でも市がそれだけ強い姿勢で、これはちょっとこういうところにしてもらったら困るという姿勢を見せていただければ、僕は止まるんじゃないかなと。県知事が簡単に印鑑を押しますかね。僕はそう思います。絶対にこれは、そういうことが、市のほうが輕易にと言ったらいけないけど、簡単に、ああもう県が言っているから指定範囲を出さないといかんとかという問題じゃなく、前に副市長も答弁されましたけど、十二分にやっぱし県のほうに物を言ったあとに、どうにもならないというところまで、やってみないといけないんじゃないかなと私思うんですよ。その辺を強く要望いたします。

田中委員

先ほど地域指定の意見書の件で、質問させていただきましたが、私もいま瀬戸委員の言われたとおり、このまま何もしなければ県はすーと進めてしまうということになると思うんです。ですから、本当に市としてはこうなんだということを明確に県に伝えていただきたい。これだけ本当に反対があるんだということを明確に伝えた上で、そういう理由だから、意見書はまだ提出できないならできないというふうな形の市の意見というものを、しっかりと伝えていただきたいという思いで、先ほどこの質問をさせていただきました。そういった意味で本当に県にしっかりお伝えしていただきたいということを要望いたします。副市長どうですか。

副市長

以前にもご答弁したかと思いますが、毎回言いますように我々としては地元の住民の方の、まず不安を取り除くというのは第一義でございます。ですから、再三いま要望のあっております件についても承知しておりますし、そのことについてはきちっと県のほうに伝えたいというふうに思っております。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:47

再開 11:51

委員会を再開いたします。ほかに質疑ありませんか。

瀬戸委員

先ほどの真砂土の採取の盗掘についてのお話ですが、これはいま個人的に話しているとですね、訴えない限りは窃盗、いわゆるそういうふうな罪にはならないと、告発しない限りですね、それは多分そうだろうと私も思っていたんですけど、指定範囲を超えて採取をしたと。そのときは県は、どの時点で県のほうは把握していますか。その辺は市のほうでわかっていますか。

商工観光課長

区域外採取につきましては、県のほうは平成20年9月に把握をしたというふうに聞いております。その後、現状復旧、最終のり面の土入れ、崩壊防止等を命じて業者が復旧作業を行っているという報告を受けております。

瀬戸委員

県が把握した時点で、その指定範囲を超えて採取をしたと。それに対しての罰則規定というのはあるんですか。

商工観光課長

採石法による罰則規定でございますが、1年以下の懲役もしくは10万円以下の罰金が規定されております。

瀬戸委員

それについても告発が必要ということでしょうか。

商工観光課長

法令違反の罰則の適用につきましては、行政執行等で可能かとは思いますが。いま委員言われました告発につきましては、所有者等からの告発ということになるかと思えます。

瀬戸委員

それでは行政的にできるということを今おっしゃいましたね。いいですか、県は再三採取のときからそういう違法をしたと。罰則規定もあるというのに、注意ばかりで何もやってないんですよ。今回もそうでしょう。いわゆるもう見逃している。俺たちから言わせれば、県が告発することもできるわけじゃないですか、一番初めに県が知れば。そうでしょう。それをやってないんです県は。だから、これはどうしても県がおかしい。これは本当にいま指定範囲を超えて告発できるだったら、告発を地主さんからしてもらえばいいんですけどね、おそらくその土地はもう買い取りをされていると私も聞いていますので、もう本人たちの土地になっていきますから、告発する人がいないと。何かね、人のものをガチャガチャにして、そして既成事実をつくって取り上げていくような、そんな業者さんと地元がとて先ほどというような紳士協定はできないですよ。その辺も十分に分かっていたら、先ほど副市長から答弁もらいましたので、よろしく願いして質問を終わります。

委員長

ほかに質疑ありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。おはかりいたします。本件については調査終了することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本件は調査終了することに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

休憩 11:54

再開 13:03

委員会を再開します。

「会議規則第14条第2項の規定に基づく委員会の議案提出について」を議題といたします。本委員会におきまして、審議してまいりました「明星寺地区における産業廃棄物処理施設等の計画について」正副委員長としましては、お手元に配付のとおり、「明星寺地区の自然環境破壊及び地域住民の安全・安心な生活を脅かす事業の実施に反対する決議（案）」を本委員会として、議長あてに提出したいと考えております。この件について、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。おはかりいたします。委員会として、本決議案を議長あてに提出することにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本決議案を会議規則第14条第2項の規定に基づき、本委員会から議長あてに提出することに決定いたしました。

おはかりいたします。案件に記載のとおり、執行部から、7件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「明星寺における産業廃棄物処理施設（破碎施設）設置計画に係る経過等について」及び「飯塚市自然環境保全条例に基づく届出について」、以上2件の報告を求めます。

環境整備課長

「明星寺における産業廃棄物処理施設（破碎施設）設置計画に係る経過等について」ご報告いたします。まず明星寺における産業廃棄物処理施設設置計画にかかる8月26日以後の経過についてご報告いたします。9月17日に地元住民の代表者の方々に対し、嘉穂鞍手保健福祉環境事務所の環境長、担当係長にもご出席していただきまして、県の対応状況等について説明していただきました。その中で各意見等が出ましたが、最終的に日を改めて地元の方々にも説明願いたい旨の要望がありまして、環境事務所としては皆さんにお話しできることをしていくことは、やぶさかではないとのことでありましたので、今後、日程調整等を行ってまいりたいと考えております。

次に、前回の委員会で瀬戸議員からお尋ねがありました協定書の法的拘束力につきまして、9月21日顧問弁護士に意見を伺いましたのでご報告いたします。概略でございますが、まず協定につきましては一種の契約であり違反すれば、債務不履行になるとのことでありました。しかし、約束としての効果はあるが破ったからといって、廃掃法に基づく設置許可、営業許可の取り消しに直接つながるものではないとのことであります。

次に、協定締結に当たっては違約条項的なものを入れる必要があるが、どれくらい実効性がある条項を入れられるかは問題であるとのことでした。また、違約の状態が著しい場合は業務差し止め請求の可能性もあるが、常に差し止め可能というわけではないとのことであります。

次に、地元3自治会より提出されておりました調査申出書につきましては、関係各課とも調査を行いましたので概略につきまして、ご報告をさせていただきます。まず、既に破碎施設が設置されており関係法令に抵触していないかの問いにつきましては、産業廃棄物処理施設の設置許可及び処理業の許可については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃掃法に基づき県知事が行うこととされております。このため設置者に対する調査指導状況を福岡県嘉穂鞍手保健福祉環境事務所等に確認しましたところ、破碎機につきましては違反が確認されております。

しかし、現段階では県の指導に従い違法状態ではなく、産業廃棄物処理施設としての設置について、福岡県産業廃棄物の設置にかかる紛争の予防及び調整にかかわる条例に基づき手続を行っているとのことでありました。

次に、採石事業について事業許可に準じた事業活動が行われているかの問いにつきましては、商工観光課の調査結果によりますと、明星寺南谷の採石事業につきましては、平成20年10月2日まで採取許可の認可を受けておりましたが、現在県において、認可区域外の採取、期限を過ぎた採取については指導を行い、現状復旧作業を事業者が行っているとのことでした。また、明星寺北谷の土砂搬出については県へ許可申請がなされておらず、申請の必要性について確認するよう県に要請したところ、まず県と事業者の協議が必要という見解であり、今後事業者に対し県が協議を行うよう指導等することになっているとのことでございます。

これらのことと、飯塚市自然環境保全条例との関連につきましては、まず産業廃棄物処理施設については、飯塚市自然環境保全条例第2条のオに該当するものとして届け出を受理しております。12月に一旦、無許可設置、無許可営業で嚴重注意書を交付され、その後一度稼働させ、県の指導を受けるという不適正な事業を行ったことは市としても確認いたしております。現段階では、県の指導に従い、違法状態ということではありませんが、再び無許可で稼働することがないように福岡県嘉穂鞍手保健福祉環境事務所と連携し、監視してまいりたいというふうに考えております。明星寺南谷の採石事業につきましては、県が許可区域外での採取、許可期限後の採取を確認し、市としても不適正な事業が行われたものと認識しております。現在、県工業保安課が現状復旧を指導していますが、市としましても許可権を有する県と連携し自然環境保全条例に基づき、立入調査も行い指導を行ってまいります。明星寺北谷の土砂搬出については、県工業保安課が事業者に協議を求めている状況でございます。不適正な事業である可能性もあるため、監視を行ってまいりたいというふうに考えております。以上で「明星寺における産業廃棄物処理施設設置計画に係る経過等について」ご報告を終わります。

続きまして、「飯塚市自然環境保全条例に基づく届出について」ご報告いたします。2件ございますが、1件は平成22年8月6日、嘉飯山砂利建設株式会社より産業廃棄物処理業破砕機2機の設置について、届出がなされております。内容につきましては、先ほどからご説明いたしておりますので省略させていただきます。

2件目は、別紙資料の株式会社幸信からの事業計画届出書で説明したいと思います。別紙資料をお願いいたします。平成22年8月24日付飯塚市目尾515番地62の株式会社幸信より、市内津島605番1外6筆にて岩石、真砂土採取をする事業で計画面積11,952.85平米という内容で届け出がなされております。2ページをお願いいたします。位置図でございます。その次のページに、位置図の拡大したものを添付いたしております。3ページに計画平面図を添付いたしております。なお、これにつきましては、現在、採石法に基づく許可を福岡県に申請中でありますが、採石法に基づく岩石採取計画の認可については、県の工業保安課が所管しており、事業者からの申し出を受けて許可申請前の段階から書類の事前審査、技術的指導を行っております。この中で認可条件ではないものの、地元との合意形成についても指導されており、今回地元の津島、柳橋自治会等からの同意書も添付されております。今後は飯塚市自然環境保全条例に基づき、地元自治会等の意見を十分聞きながら、関係各課、県工業保安課とも連携しながら、生活環境保全に向け指導してまいりたいと考えております。以上で報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

瀬戸委員

まず明星寺の砂利採取に関して、跡地計画、いわゆる、その削ったところを元通りしなさいよという跡地計画が、いま実行されておると、指導によって。市のほうとして、きちっと写真

管理なりね、どういうふうになっていっているのか、今の現状から。毎月一度でも入ってですね、これは経過をずっと追っていくことはできますか。

商工観光課長

今回の採石場に関しましては、いま委員おっしゃいましたように写真等の管理を随時撮りまして、管理をしております。

瀬戸委員

その件についてはよろしく申し上げます。どういうふうに変化していった、本当にやっているのかどうかははっきりわかると思いますので。それと破碎のほうなんです、先ほど8月6日ですか、破碎機の設置の申し出があったと。いわゆる破碎機を設置する、設置をした時点でこれは違反になるわけでしょう。結局、収集運搬業の許可を持ってあるし、産業廃棄物の収集運搬業の許可を持ってある。設置をしたってということに対して、先ほど聞いておけばよかったんですけど、設置をしたことも違反の一つですよ。これを確認しておきます。

環境整備課長

自然石の破碎といったこともございますので、設置がイコール違法ということではございません。

瀬戸委員

先ほどの砂利採取と絡んで、そこから出てくる自然石を割るための設置ということですか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:16

再開 13:18

委員会を再開いたします。

環境整備課長

瓦礫類とかそういったものではございませんので、自然石につきまして、受けてすることについては違法ではないということでございます。

瀬戸委員

自然石はいま言う新進工業さんの今掘ってあるところで、出てきた自然石をその横に置いてある嘉飯山砂利組合の機械で割ることは違法じゃない。それはおかしいやろう。会社が違つて受けてしたことになろうもん。違法やろ、それは。

委員長

暫時休憩します。

休憩 13:19

再開 13:22

委員会を再開します。

商工観光課長

いま委員ご指摘の件ですが、先ほどの環境整備課長が申しましたように、自然石を砕石すること自体は違法ではございませんが、砕石自体を別のところから、いまの中間処理施設の設置のところへ移送といいますが、移動するに当たっては採石法上の許可がいるのではないかというふうに思われます。ですから、その採石法の許可がいま期限が切れておりますので、その許認可が必要だと考えております。

瀬戸委員

それは、結局新進工業さんが持って行くほうでしょ、その話は。じゃあ受けたほう、そこで機械かけたほう、これは新進工業さんの機械じゃないわけですよ。こっちも違法性があるんじゃないと。これはないと、全く。いま聞いたら土地は坂平聖治さん名義の土地に据えつけてあると。そこに新進工業さんが持ってきました、その機械にかけて割りました。この機械自体はど



この名義になっているんですか。機械自体は。これは嘉飯山砂利組合で申請したから、嘉飯山砂利組合になっているでしょ。嘉飯山砂利組合はまだ許可を降りてないから、割れないわけですね。これが新進工業さんの機械であれば5トン未満は割ってもいいわけですよ。何も処罰がない。

それと、もう一つこれ、嘉飯山砂利組合の土地の中にこれを据えつけるということであれば、嘉飯山砂利組合は、先ほどからいうように産業廃棄物の収集運搬業の許可を持ってある。その中で法令講習等を受けて、この機械を設置することだけでも違反になるはずですけど、その辺は調べていますか。もしそうであれば。これは、今回違いますよ。坂平聖治さんとここに置いてあるから。でも、これが嘉飯山砂利組合名義になっている土地の上に置いとれば、これは設置すること、その人が産業廃棄物の収集運搬業持ってある会社だから設置すること、設置してはならないとなっているわけです。設置してはならない。許可が下りるまで設置してはならないと。設置をした時点で、もう違反なんです。これは嘉飯山砂利組合であれば。でも、いま言ったように坂平聖治さんの名前になっているところだから、これはいまそれには該当しない。でも、いま新進工業のほうから出てきた石を持って行って、いま坂平聖治さんとここに置いたその機械で割っていると。そして、機械の名義は嘉飯山砂利組合だということになれば、これはどちらも違反じゃないですか。どちらも違反。その辺をちょっとね、法的にどうなのか私もきちっとしておきたいなと思うんですが、調べていただけますか。

環境整備課長

いまご質問をいただきました分につきましては、調査いたしまして後日答弁させていただきますと思います。

委員長

ほかに質疑ありませんか。

永露委員

すいません、1点だけちょっと確認をさせてください。先ほど、俗にいう意見書なるものですね。意見書の提出について、副市長はいわゆる諸々のことを進める中で、まず住民の不安の解消が第一であると言われました。これは逆を解せば住民の不安が解消できれば、意見書の提出もやりうるという考えだろうと思うんですね。でも、その前段としては住民の不安解消がまず前提だということで、これは理解できるんですけども、そこで確認したいんですが、これは意見書ではなくて、意見書の前提はそういうことで、現状では提出はできないだろうと思うんですけど、例えばこの意見書が提出できない、何も言わずに例えば県に対して、ほったらかしの状態で済まそうと思えば、済ませるんだらうと思いますけども、やっぱり行政官の信義則としてはそういうこともできないだろうと思うんです。ですから、例えばどういう理由で意見書の提出ができないんだという、例えばこれ、県に対する報告ですね。法的に基づいて求められておるものに対するそれができない理由ですね。できない、こうこう理由で現状ではまだ意見書の提出ができないでありますという報告は、私はできるんだらうと思うんですね。また、これはすべきだろうと思うんです。県に対してこれに対していかがですか。

副市長

先ほど私が答弁したのは、まさにいま質問者が言われたところなんです。今回、向こうから意見書の提出を求められたことに対する意見じゃないんです。求められて、それを受けて、先ほど縷々、議会でもいろいろ審議あっておりますし、地元の方もいろいろ不安を抱いてある。そういう前提があることで非常にその意見書を出すのがですね、だからきちとした県の対応をまずやってくださいよという、そうしてもらわないとなかなか正式に、いま依頼の受けておる意見書が出せないというような報告といたしますか、どういう呼び方をしたらいいのかわかりませんが、現時点で私はそういうふう考えております。

だからそれを報告という形になるのか、少なくともいま向こうから求められている意見書で

はないということです。もう、こういう現状で意見書を提出するに当たっては、まず県のほうでもるもろの設置者に対する、過去のことについてですね、きちっとしたまず対応してくれないと、地元住民の方の不安が拭いきれないと。まず、そういう前提があって初めて市のほうが、意見書を、どういう言葉が適切か分かりませんが、そういうことで初めて市のほうとして意見書を求めるのであれば、そのときに考えるといいますか、だからまずその前提として、県のほうの対応をきちっとやっていただきたいということを、私としては求めたいというふうに思っております。

永露委員

わかりました。いま言われた気持ちを、例えばこれが口頭でいいのか、例えば文書にして報告書という形の中で、やっぱり僕は口頭というよりもそういう文書化してやはり出すべきだと思うんですよ。これは、出すおつもりはございますか。

副市長

もちろん協議も必要でしょうけど、私個人的には当然、口頭で言ったということではなくて、やはりある程度文書的な形で、きちっと県のほうにはお願い、お願いというか出したいと、文書で提出したいというふうに考えております。

永露委員

先ほど委員会としての決議もいたしました。これに合わせる形でやっぱり市としてもそのような行動をぜひとっていただきたいと思うんですが、その点についてはいかがですか。だから議会と、例えば歩調を合わせた形で文書化して正式に県のほうに提出するとかね。そういう形を、その時期的なものをやっぱりここで少し明確にしていきたいと思います。

副市長

なかなか、そこまで詰められると私も苦しいんですが、確かに、今度最終的に本会議でそういう決議をされるかどうか分かりませんが、仮にされれば、それはひとつの行政としてのその意見書といいますか、そういう文書を出す一つの大きなタイミングではないかというふうに思っております。じゃあ、そのときにきっちり合わせますということは、今の時点では申し上げにくいんですが、そういう両方で議会と行政のほうできちっと同じタイミングで出すというのは、大きな一つのタイミングではないかというふうには考えております。

永露委員

だからそう考えるんなら、ある程度絞った形の中で、田中秀哲として聞きよんじゃないんだから、副市長として聞きよんだから。副市長としては、この場においてはあなたもう市長代理ですよ。でしょ。市長はいつもここに来ませんから。あなたにしか言いようがないんだから。だからあなたに言いますけども、だから市長の代わりとして、やはり議会の今回の、例えばそういう議会で対応がはっきりこの決議の問題についてされたんならば、やはりそれに歩調を合わせる形でやりますと。考えておりますじゃないで、やりますぐらいのことが言えないですか。

副市長

この件に関しまして、本会議の一般質問で私はきちっとした、あれを伝えますというふうな答弁も差し上げております。ですから一つのタイミングと言いましたけど、一番効果のある時に出したいと思っておりますので、できればそれに合わせて市のほうとしても対応をしたいというふうに考えております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件2件はいずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「学校施設における草刈作業中の事故について」及び「元派遣講師によるパソコン窃盗事件について」、以上2件の報告を求めます。

教育総務課長

学校施設における草刈作業中の事故についてご報告をいたします。資料といたしまして、事故現場見取図を添付いたしておりますので、ご覧いただきたいと思っております。平成22年8月20日(金)の午後4時20分ごろ、頴田小学校の運動場におきまして、学校用務員が刈払い機を使用して運動場の草刈作業を行っていたところ、運動場に隣接する道路を頴田児童クラブ指導員が運転する自家用車が、後方から通過しようとした際に、刈払い機が跳ねあげた小石が、自家用車の助手席のドアガラスに当たり、ガラスを破損させたものであります。指導員に怪我等はあっておりません。

事故の原因は、刈払い機のエンジン音のため、後方から通り過ぎようとした車両の接近に気づかず、刈払い機が跳ね上げた小石が当たったもので、通常、当該作業は児童・生徒が外にいない時間帯や夏休み期間などに行っており、児童生徒への安全対策には留意していたところでありますが、作業周辺への立ち入りを制限するような注意喚起を行っていなかったことが要因であります。今回の事故報告を受けて、今後このような事故を起こさないよう、頴田小学校用務員に対しましては、草刈作業中における周囲への注意喚起を怠らないように強く指導するとともに、全学校の用務員に対しましては、学校施設で作業を行う際の、安全確保について改めて注意を払うように指導いたしたところであります。なお、損害賠償につきましては、現在相手方と協議中であります。以上、簡単でございますが、学校施設における草刈作業中の事故についての報告を終わります。

続きまして、元派遣講師によるパソコン窃盗事件についてご報告いたします。この元派遣講師につきましては、中学校の外国語指導のため、市内の4つの中学校に平成21年4月20日から12月24日までの間、委託していましたが派遣会社より派遣されていた外国人講師でございます。その講師が筑穂中学校に派遣されていた時期を同じくして、学校のほうから教職員が共同使用しているノートパソコンが1台盗難被害にあったとの報告がっております。その報告によれば、平成21年の10月下旬にパソコンの紛失に気づき校内のあらゆる場所で捜索するも見つからないことから、12月2日に飯塚警察署長尾交番に被害届を提出したものであります。

その後、学校が警察の事情聴取に対して、当該講師が筑穂中学校に派遣していた期間や、当該講師に貸与していたパソコンが紛失・盗難にしていることなどを伝えております。以上のような状況を経て、飯塚警察署が本年9月15日に、パソコン窃盗の疑いで元派遣講師を逮捕したということで、9月16日に新聞報道があったものであります。なお、当該パソコンは、北九州市の質屋で発見されておりますが、現在証拠品として飯塚警察署のほうに保管されております。また、今回盗難に遭いましたパソコンにつきましては、教材作成や一般文書作成のために使用していたもので、生徒や職員などの個人情報に関するデータ等は入っておりませんでした。学校に配置しているパソコンにつきましては、鍵の掛かる部屋や場所での保管をいたしているところであり、事あるごとに備品の管理の徹底を学校長あて通知しているところですが、今後、更に学校には備品管理について指導してまいります。

以上、簡単でございますが、元派遣講師によるパソコン窃盗事件についての報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件2件はいずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

次に「平成23年度 飯塚市立幼稚園園児募集について」報告を求めます。

学校教育課長

「平成23年度 飯塚市立幼稚園園児募集について」ご報告させていただきます。募集期間

につきましては、10月1日から10月20日までを募集期間としております。広報につきましては、広報いづか10月号、及びホームページに掲載する予定になっております。申込書につきましては、各幼稚園、学校教育課、本庁市民活動推進課、及び各支所市民環境課に準備しております。申し込みは3幼稚園並びに学校教育課で受付をいたしております。募集人につきましては、次ページの表の丸2つ目をご覧ください。幸袋幼稚園につきましては、3歳児、4歳児、5歳児それぞれ20人、50人、50人、で120人でございます。庄内幼稚園、穎田幼稚園につきましては3歳児25人、4歳児30人、5歳児30人となっております。募集を行いまして、募集定員を超えた場合につきましては、抽選をするということで公開抽選を予定しております。なお、募集人員の括弧書きの人数につきましては、いま現在いる園児ということになっております。それ以外の募集ということになっております。以上簡単であります、説明を終わらせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市立小学校・中学校再編整備計画(素案)中学校区別説明会について」及び「飯塚市立小学校・中学校再編整備計画(素案)についての市民意見募集について」、以上2件の報告を求めます。

学校施設等再編整備対策室主幹

飯塚市立小学校・中学校再編整備計画素案の中学校区別説明会が9月2日に終了いたしましたので、その概要を報告いたします。また、12中学校区終了後、追加で4カ所を実施いたしましたので、併せてご報告させていただきます。初めに梶原委員長をはじめ、委員の方々の参加をいただき大変ありがとうございました。8月16日の菰田中学校区から9月2日の穎田中学校区の説明会に、保護者や地域住民の方など、計454名の参加をいただいております。また、追加で実施いたしました4カ所につきましては、219名で合計しますと673名の参加をいただいております。なお、参加者数につきましては受付簿の記名者の数で、ご記名されなかった方も数多くおられましたので、実際にはこれより多くの方の参加がっております。会場により参加者数にかなりのばらつきがございますが、今回の計画素案におきまして具体的に統合や小中一貫教育校の設置を計画している校区説明会には多くの参加者をいただきましたが、それ以外は比較的参加者数は少ないといった結果になっております。なお、説明会の内容につきましては、現在の飯塚市の教育の現状と小中一貫教育の推進について、本年2月に実施しました再編整備のアンケート結果の報告、そして、今回の計画素案の説明を行いまして、その後その説明に対しまして、参加者の皆様からご質問やご意見、ご提言をいただいております。

2ページ以降に各会場での質問等の一覧を掲載しておりますが、詳細につきましては省略させていただきます。全体的な意見等の傾向といたしましては、地域から学校がなくなることに対する反対、再編統合に係る保護者としての不安や疑問、小中一貫教育の内容や必要性があり、その他通学区域の見直しについてなどが各会場で意見が出されておりました。この意見等に共通しているのが、地域の方は学校がなくなることにより地域の衰退、人口の減少、現在の地域と学校の連携の大切さ等を訴えられており、保護者の方は現状を認識した上で変化することに対する不安、例えば通学距離、通学路自体の安全性、学校規模は大きくなることのデメリット、小中一貫教育への期待と不安等が主なものであったと分析しております。また、学校を存続させるために保護者として、地域として何が出来るか。今後、何をしていくかなど教育委員会として前向きなありがたいご意見をいただいております。

12会場終了後に実施しました追加の説明会におきましては、より多くの質問やご意見を重ねていただきまして、また教育委員会の考えもある程度お伝えできたものと考えておりますが、

まだまだ必要な地域もございますので、今後ご理解いただきますように努めてまいります。  
なお、1ページ最下段に記載しておりますが、10月に入りまして台風の影響により延期しました菰田小学校区と、追加で目尾小学校区の説明会を実施するようにはいたしております。今後、これらの説明会でのご意見等を参考に、また十分検討しながら教育委員会会議で議論、審議していただき再編整備計画を作成してまいります。以上簡単でございますが、説明会の報告とします。

続きまして、報告7の「飯塚市立小学校・中学校再編整備計画素案についての市民意見募集について」ご報告いたします。資料をお願いします。7月10日から9月10日まで実施しておりました飯塚市立小学校・中学校再編整備計画素案についての市民意見募集につきましては、資料の4、提出件数のところでございますが、136件のご意見をいただいております。この中で素案全体に対するご意見が10件で、その他は個別のご意見であり、校區別には八木山小学校区からのご意見が77件と特出して多いのが特徴でございます。その内容につきましては、一部学校跡地の利用等についてのご意見もありましたが、そのほとんどが存続を望むというご意見でございました。次に、穂波東中学校区、平恒小学校区につきましても、さまざまなお質問やご意見とともに存続を望むといった内容でございました。このご意見に対しまして、正式に教育委員会としての見解をお示しすることとしておりますが、現在その作業中でございますので、終了いたしましたら市民の皆様はその旨を市報等においてお知らせし、市ホームページや市役所本庁、支所、公民館、各学校等に印刷物を置き公表することとしております。

以上2件、途中報告となりましたが、今後改めて本委員会に報告いたしますので、ご了承方よろしくをお願いします。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件2件はいずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、市民文教委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。